

# 少年自然の家の使用料について

金額は（宿泊/日帰り）

※使用料の免除には「使用料減免申請書」の提出が必要です。

利用団体	利用対象	
	児童・生徒・学生	引率者・指導者
学校 (教育課程内)	幼稚園・保育所・認定こども園	全額免除 (0円/0円)
	小学校・中学校・義務教育学校 (学年、学級)	
	高等学校 (学年、学級)	
	特別支援学校 (学部、学年、学級)	
	大学・高専 (授業・ゼミ・行政研修など)	
学校 (教育課程外)	小学校・中学校・義務教育学校・ 高等学校・特別支援学校 (部活動など)	半額免除 (410円/ 100円)
	大学・高専 (※1～3年除く) (サークルなど)	減免なし (820円/200円)
	各種学校等	
社会教育関係団体等	子ども会	半額免除 (410円/ 100円)
	スポーツ少年団	
	少年団体 (県青少年団体連絡協議会加盟) (ボーイスカウト・ガールスカウト・海洋少年団)	
	その他の少年団体 (主な構成員が子どもである団体：緑の少年団など)	
	P T A (親子研修など)	
	行政 (市町村) (サマースクールなど)	
	その他の社会教育団体 (主な構成員が成人である団体：婦人会など)	減免なし (820円/200円)
県の主催	行政 (県) (教員初任者研修など)	全額免除 (0円/0円)
	少年自然の家の主催事業	
その他	障がい者等	半額免除 (410円/100円)
	その他の利用団体 (企業研修など)	減免なし (820円/200円)

学校教育法に規定する学校（及び保育所）が教育課程に基づく学習活動として利用する場合、児童・生徒・学生及び引率者・指導者の使用料の全額を免除する。

学校が教育課程外の活動で利用する場合、引率者・指導者の使用料の半額を免除する。

社会教育法に定める社会教育（学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動）を行う団体のうち、主な構成員が子どもである団体が利用する場合、引率者・指導者の使用料の半額を免除する。

少年自然の家、県、県教育委員会が主催する体験活動や研修で利用する場合、使用料の全額を免除する。

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を提示された当該者及び介助者1名の使用料の半額を免除する。(※)

※スマートフォンのアプリ等を用いて、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を提示していただくことも可能です。